

協定書

株式会社宮崎太陽銀行

学校法人宮崎学園 宮崎学園短期大学

株式会社宮崎太陽銀行と学校法人宮崎学園 宮崎学園短期大学との
包括連携に関する協定書

株式会社宮崎太陽銀行（以下「甲」という。）と学校法人宮崎学園 宮崎学園短期大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携に関する協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携の下、それぞれの資源や機能などの活用を図りながら、幅広い分野で相互に協力し、学術・文化の振興及び活力ある経済社会の形成並びに地域経済の活性化を図り、地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携内容）

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 学術や文化の振興に関する事
- (2) 地域産業の活性化に関する事
- (3) 地域経済の活性化に関する事
- (4) 人材育成に関する事
- (5) 生涯学習に関する事
- (6) その他、地域の発展に資する事

（連絡調整及び協議）

第 3 条 甲及び乙は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、定期的に協議を実施し、連携事業の企画立案、進行管理などを行うものとする。

（有効期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して 3 年間とする。但し、協定の有効期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙からの解約の申し出がない場合は、3 年間有効期間を延長する。その後においても同様とする。

（守秘義務）

第 5 条 甲及び乙は、連携事業の実施に当たって知り得た秘密を甲又は乙の承認を得ないで他に漏らすことがあってはならない。

(その他)

第 6 条 この協定の定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 28 年 6 月 17 日

甲 宮崎市広島二丁目 1 番 31 号
株式会社宮崎太陽銀行

取締役頭取

川崎 新一



乙 宮崎市清武町加納丙 1415 番地
学校法人宮崎学園
宮崎学園短期大学

学長

宗和 太郎

